

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	平成29年11月7日 14時40分ごろ
発生場所	福島県いわき市小名浜港 小名浜港第2西防波堤南灯台から真方位000° 250m付近 (概位 北緯36° 54.9′ 東経140° 51.9′)
事故の概要	シーカヤック（船名なし）は、漕走中、浸水した。
事故調査の経過	平成29年11月9日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	シーカヤック（船名なし）、長さ5.45m
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	漕手、操縦免許 なし
負傷者	軽傷 1人（漕手）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好、気温 約 18.8℃ 海象：海上 平穏、水温 約21℃
事故の経過	<p>本船は、漕手が1人で乗り、いわき市小名浜港の第2西防波堤の内側水域において、漕手が、パドルで漕いでいたところ、下半身が徐々に濡れてきたので、コックピットに浸水していることに気付き、出発したマリーナ近くの砂浜に戻り始めた。</p> <p>本船は、右舷方にある小名浜港大剣防波堤灯台の南方を通過した頃、左舷船首方の第2西防波堤の外側から寄せた波を受けて転覆した。</p> <p>漕手は、コックピットから抜け出したとき、コックピットに更に浸水したので本船を復原して排水ポンプを使用したものの、海水をすべて排水することができなかった。</p> <p>漕手は、救助を依頼しようと防水カバーに入れて携帯していたスマートフォンの画面を操作したが、同画面が暗いうえ、波で揺れてロックを解除することができなかった。</p> <p>漕手は、本船に^{つか}掴まって発見されるのを待っていたところ、近くにある会社の作業船により救助された。</p> <p>漕手は、作業船の甲板上において、同船が着岸するまでの間、濡れた身体に風を受けていたので急に寒くなって震え出し、操舵室に入ったものの震えが止まらなかったため、着岸後、救急車で病院に搬送され、低体温症と診断された。</p> <p>本船は、前部、コックピット部及び後部の3分割艇であり、各接合</p>

	<p>部（以下「本件接合部」という。）が6本のねじでそれぞれ接合され、本事故当時、海水が入らないようにコックピットの出入口をスカート型のカバーで覆っていた。</p> <p>漕手は、転覆した本船に掴まっていたとき、本件接合部に約1～2mmの隙間を認めたので、ねじに緩みが生じてねじ穴から浸水したと思った。</p> <p>漕手は、出発前、本船を駐車場で組み立て、マリーナ近くの砂浜まで運ぶ際、途中にある階段で本船が衝撃を受けたが、本件接合部のねじの状況を確認していなかった。</p> <p>漕手は、上下のラッシュガード、マリンシューズ及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>漕手は、シーカヤックの経験が10年以上あった。</p>
分析	<p>本船は、小名浜港において漕走中、本件接合部のねじに緩みが生じていたことから、海水がねじ穴から流れ込み、コックピットに浸水したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、小名浜港において漕走中、本件接合部のねじに緩みが生じていたため、海水がねじ穴から流れ込み、コックピットに浸水したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出発前に船体の接合状態を点検すること。